

平成23年(あ)第13号 建造物侵入, 強盗致傷, 強盗被告事件

平成24年3月6日 第三小法廷判決

主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中330日を本刑に算入する。

理 由

弁護人小清水義治の上告趣意のうち, 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律による裁判員制度に関して憲法18条後段, 31条, 32条, 37条1項, 76条1項ないし3項, 80条1項違反をいう点は, 裁判員制度が憲法のこれらの規定に違反しないことは当裁判所の判例(最高裁平成22年(あ)第1196号同23年1月16日大法廷判決・裁判所時報1544号1頁)とするところであるから, 理由がないことが明らかである。

弁護人のその余の上告趣意は, 事実誤認, 量刑不当の主張であって, 刑訴法405条の上告理由に当たらない。

よって, 同法408条, 刑法21条により, 裁判官全員一致の意見で, 主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 大谷剛彦 裁判官 田原睦夫 裁判官 岡部喜代子 裁判官 寺田逸郎)